

最高人民法院による
ネットワーク関連知的財産権侵害紛争における
いくつかの法律適用の問題についての回答
法釈〔2020〕9号

(2020年8月24日付けで最高人民法院審判委員会の第1810回会議にて可決され、2020年9月14日より施行する。)

各省、自治区、直轄市の高級人民法院、解放軍軍事法院、新疆ウイグル自治区高級人民法院生産建設兵団分院へ

このごろ、関係者はネットワーク関連の知的財産権侵害紛争における法律適用のいくつかの問題について提案を出し、一部の地方高級人民法院も当院に指示を仰いだ。検討の上、以下の通り回答する。

一、知的財産権利者が、その権利が侵害されたと主張して保全を申し立て、ネットワークサービスプロバイダー、電子商取引プラットフォーム事業者にリンクの削除、遮断、切断等の掲載取下げ措置を迅速に講じるよう要請した場合、人民法院は、法に基づいて審査をし、速やかに裁定を行わなければならない。

二、ネットワークサービスプロバイダー、電子商取引プラットフォーム事業者は、知的財産権利者が法に基づいて発信した通知を受け取った場合、速やかに権利者の通知を関連ネットワークユーザー、プラットフォーム内事業者に転送し、かつ侵害を構成する初歩的証拠とサービスの種類に基づいて必要な措置を取らなければならない。法により必要な措置を取らなかった場合であって、権利者がネットワークサービスプロバイダー、電子商取引プラットフォーム事業者が損害の拡大した部分についてネットワークユーザー又はプラットフォーム内事業者と連帯して責任を負うべきと主張したときは、人民法院は、法に基づいてこれを支持することができる。

三、ネットワークサービスプロバイダー、電子商取引プラットフォーム事業者は、法に基づいて転送された侵害行為不存在の声明が知的財産権利者に届いた後の合理的な期間内において、権利者がクレームを申し立てた旨又は訴訟を

提起した旨の連絡を受け取らなかった場合、講じたリンクの削除、遮断、切断等の掲載取下げ措置を速やかに中止しなければならない。公証、認証手続等の権利者が制御できない特殊な事情による遅延は、上記期間には計上されない。ただし、当該機関は、最長でも 20 営業日を超えてはならない。

四、悪意による声明の提出によって、電子商取引プラットフォーム事業者に必要な措置を中止させ、かつ、知的財産権利者に損害を与えた場合であって、権利者が関連法律の規定に従って相応の懲罰的賠償を請求したときは、人民法院は、法に基づいてこれを支持することができる。

五、知的財産権利者による通知の内容が、客観的事実とは一致しないものの、知的財産権利者が訴訟中において、当該通知が善意によって提出されたものであると主張し、免責を請求し、かつ挙証してそれを証明できる場合、人民法院は、法に基づいて審査をし、事実であると確認した後に、これを支持しなければならない。

六、本回答を行った時点で結審していない事件については、本回答を適用する。本回答を行った時点で結審しており、当事者が再審を申し立てた事件、又は裁判監督手続に従って再審が決定された事件については、本回答を適用しない。

出所：最高人民法院ウェブサイト

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-254921.html>

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などができる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。